

(エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)  
 第九十二条の四 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から一般会計に繰り入れなければならない。  
 第九十五条第二項中「かかわらず」の下に「エネルギー需給勘定及び」を加え、「同勘定」を「これらの勘定」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ロ及びワ」を「第八十八条第一項第二号ヨ及びレ」に、「同号ル」を「同号ヨ」に、「同号ワ」を「同号レ」に改める。  
 附則第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「エネルギー対策特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の三 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の国会の議決を経たものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。)を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2 令和十七年度以降の年度に電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

4 第二項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第二項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

5 第八十八条第一項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金金は、同勘定の歳入とする。  
 6 第八十八条第二項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金金は、電源開発促進勘定の歳出とする。  
 (公文書等の管理に関する法律の一部改正)  
 第十七条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構  
 法律(令和五年法律第三十二号)

(鉱業法の一部を改正する等の法律の一部改正)  
 第十八条 鉱業法の一部を改正する等の法律(平成二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二十一条中「前条の規定による改正後の」を削り、「チ」を「ヨ」に、「リ」を「ワ」に改める。

政 令

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百八十三号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第二条第二項及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一に次の二号を加える。

十一 磁石製娯楽用品(磁石と他の磁石とを引き合わせることににより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。)

十二 吸水性合成樹脂製玩具(吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の別表第十一号又は第十二号に掲げる特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から六月間は、消費生活用製品安全法第四条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条の規定による表示が付されていない当該特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

経済産業大臣 西村 康稔  
 内閣総理大臣 岸田 文雄